

新潟市介護保険事業等運営委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の介護保険事業ならびに地域包括支援センター運営事業の円滑な実施を確保すること等を目的として、新潟市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 新潟市介護保険事業計画の策定及び実施等に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項
- (3) その他介護保険事業の円滑な実施に関する事項

(委員構成)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議の進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課及び福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月1日より施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 新潟市介護保険事業計画策定委員会開催要綱(平成14年3月31日施行)、新潟市地域包括支援センター運営協議会開催要綱(平成17年12月2日施行)、新潟市地域・在宅介護サービス研究会設置要綱(平成18年7月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日より施行する。